**１　趣旨**

**大阪府食の安全安心顕彰制度の概要**

　　大阪府食の安全安心顕彰制度（以下、顕彰制度）は、大阪府食の安全安心推進条例（平成１９年大阪府条例第７号）第１８条に基づき、府、事業者及び府民の相互理解と協力の下、食の安全安心の確保に関して特に優れた取組をたたえるとともに、広く周知することにより食の安全安心の取組を活性化することを目的としています。この顕彰制度は、「食の安全」に加えて「食の安心」という視点を盛り込み、食品等の生産から消費に至るすべての段階（オール大阪）で食の安全安心を確保するという考えの下、様々な取組を行っている事業者だけではなく、消費者も対象としていることが特徴です。この顕彰制度の実施にあたり、顕彰制度実施要綱（以下、要綱）及び実施要領（以下、要領）の概要を以下に記載します。

**２　顕彰の対象及び取組（要綱第６条関係）**

（１）顕彰の対象は、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をしている個人及び団体とします。なお、取組は、食品等の生産から消費に至るすべての段階のうち２年以上継続している以下のア、イの取組をいいます（複数の取組でも可）。食の安全安心の確保に関するものであれば、どのような取組の形態（技術、システム、工法、研究、開発、認証や普及啓発活動等）でも構いません。

　※食品等：食品、添加物、器具及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいいます。（大阪府食の安全安心推進条例第２条第３項）

　　食の安全安心の確保に関する取組（要綱別表）

ア　食品等の安全性の確保に関すること

（例：自主的な検査、製造や流通方法等の改善によるコンタミネーションの防止、食中毒予防に係る調査・研究・開発等、自主的な衛生管理（認証等）、表示の適正化の推進、その他）

イ　食品等に対する消費者の信頼性の確保に関すること

（例：正しくわかりやすい情報の収集や提供、講習会やセミナー等の教育活動、食育等の知識の普及啓発、その他）

（２）（１）に記載した取組で、要綱第６条第２項各号に規定している以下の８つのうち３つ以上満たしている取組を、特に優れた取組とします。これらは、１つの取組で３つ以上満たしても、複数の取組で３つ以上を満たしていても構いません。推薦調書記載例を参考にしてください。

（要綱第６条第２項各号）

一　恩恵が広域で多数の府民にわたるもの（広域性）

※広域で多数の府民とは、一部の限られた府民ではないことを意味しています。

二　時代に合っているもの（適合性）

　　　※時代に合っているとは、その内容が時代背景に沿っているあるいは必要とされている、その必要性に対する迅速性がある、時代に則した上手な手法を用いている、などを意味しています。

三　規模や頻度等について、十分に実施しているもの（活発性）

　　　※規模が小さくても頻度について努力している、頻度が少なくても規模について努力している、などを意味しています。

四　将来に渡り有用性が高いもの（将来性）

　　　※形・技術・システム等が将来へ残る、発展的である、などを意味しています。

五　他にはない独創性があるもの（独創性）

　　　　　　※独創性（独自性originality、創造性creativity）がある、ユニークさやアイディアがある、などを意味しています。

六　創意工夫により、既存の手法等の効果を向上させ、または負担を軽減させたもの（実用性）

　　　※誰にでも扱えるなどの実用性や応用性がある、費用対効果に優れている、既存の手法等への疑問や問題点について改善しようとする努力や姿勢がある、などを意味しています。

七　消費者や事業者、行政と連携・協働したもの（協働性）

　　　※行政施策へ協力している、幅広く取り組もうとする努力がある、効率的に連携している、などを意味しています。

八　他と比べて特に優れたもの（総合性）

　　　　　　※例として、大阪発で全国レベルである、集客・経済発展・大阪食文化のへの貢献があるなど、審査時において認められた一から七で該当しない項目を意味しています。

**３　候補者の推薦（要綱第７条、要領第２条関係）**

（１）推薦数

　　　　推薦は、大阪府食の安全安心推進協議会（以下、協議会）委員及び大阪府食の安全安心推進委員会委員等が行い、各推薦者につき原則１名を上限として推薦することとします。

（２）推薦の基準

　　　　２の（１）、（２）に記載している、食の安全安心の確保に関する取組を２年以上継続して行っている個人及び団体で、要綱第６条第２項各号を考慮の上、推薦してください（推薦調書記載例を参考）。ただし、過去に同じ取組で顕彰を受けた者は推薦を受けることができません。

（３）推薦の方法（提出書類、提出先等）

ア　推薦調書（様式第１号）を作成して、下記の提出先（大阪府食の安全安心顕彰制度事務局（以下、事務局））あて期限内に提出してください。

※　推薦調書の作成にあたっては、推薦調書記載例を参考にしてください。満たしていると思われる項目は、３～５つを目安に記入をお願いします。

※　他の団体又は個人が同様の取組を行っていると考えられる場合にあっては、特に当該候補者を推薦した理由を、できるだけ明確に記載してください。

イ　推薦の活動内容に関する資料（写真、記事、チラシ、ホームページ等）は、審査に使用しますので必ず添付してください。

ウ　提出していただいた推薦調書、資料は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

エ　推薦に際して発生する郵送料等の費用は、推薦者の負担となります。また、郵送に伴う事故等への対応は致しかねますので、御注意ください。

オ　推薦調書及び関係資料は、事務局が定める期限内までに必ず提出してください。

カ　下記提出先まで必ず郵送又は電子メールにて提出してください。（ファクシミリはお控えください）なお、郵送に伴う事故への対応は致しかねますので、書留等による郵送をお勧めします。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 平成29年10月20日（金曜日）必着 |
| 提出先 | 〒540-8570　大阪市中央区大手前２丁目  　大阪府健康医療部食の安全推進課　大阪府食の安全安心顕彰制度事務局　あて  　Email: [shokunoanzen-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](file:///\\G0000sv0ns501\d10090$\doc\05%20流通監視G\017%20食の安全安心顕彰制度\第6回　H29-H30\第5回　H28-H29\①依頼\shokunoanzen-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)  　TEL：06-6944-6705・6703　　FAX：06-6942-3910 |

　　推薦に関するお問合せは、電話、ファクシミリでも受け付けます。

**４　審査・選考（要綱第８条、要領第３条関係）**

（１）審査

　　協議会委員のうち、有識者、事業者団体、消費者の各分野から選出した委員で構成された事業者あり方検討部会において、審査・選考を行います。

（２）審査の方法

推薦調書に記載された、各候補者の取組における要綱第６条第２項各号の８つのうち３つ以上の項目について、要領別表１に定められた採点基準によって審査し、その合計得点をもとに選考します。なお、採点基準の１点を審査委員の過半数がつけた項目は、項目の１つとして認められません。また、それにより候補者の取組における項目が３つ未満となった場合は、選考の対象外となりますので御了承をお願いします。

（３）選考

府が予定する受賞枠の範囲内で、高得点の取組を行った者を（４）の受賞枠内で選考します。

要綱第６条第２項各号を３つ以上満たしていると審査されても、得点により受賞枠の範囲外になった場合は、受賞できない可能性がありますので、あらかじめ御了承をお願いします。

（４）顕彰の種類について（要領別表２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 各賞 | 事業者部門 | 消費者部門 |
| 大阪府知事賞 | 概ね７名以内 | 概ね３名以内 |
| その他協議会で認めた賞 | 必要と認めた数 | 必要と認めた数 |
| 備考 | 各賞については、相応しいものがなければ該当なしとする場合があります。なお、上記受賞数は予定数であり、変更する場合があります。 | |

**５　その他**

（１）推薦調書の内容、写真等については、ホームページや広報媒体で紹介することがありますので、

あらかじめ御了承をお願いします。顕彰制度に関するホームページは下記のURLを参照してください。また、要綱、要領及びその他関係資料についてダウンロードも可能です。

　　　　　　URL：<http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/syoku-kensyou/index.html>

（２）この顕彰制度は、原則毎年１回実施します。

（３）要綱第１０条の欠格事由に該当した場合は、顕彰後でも賞を取り消すことがあります。

（４）顕彰制度において推薦された候補者の方に、受賞の有無に関わらず、食の安全安心への取組について御質問や御意見をお聞きすることがあります。その際は御協力をお願いします。

（以上）